

## [事案 2024-138] 給付金支払等請求

・令和7年6月9日 裁定終了

### <事案の概要>

約款所定の支払事由に該当しないことを理由に、給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和5年12月にA病院にて浸潤性の虫垂がんと告知されたため、平成27年10月に代理店を通じて契約したがん保険にもとづき給付金を請求したところ、保険会社から給付金の支払事由に該当しない旨を伝えられた。その後、診断書を訂正（以下「訂正診断書①」）して再提出したが、保険会社がA病院へ文書照会等を行った結果、再度給付金の支払非該当の旨を通知された。しかし、以下の理由により、給付金を支払うとともに、がんと告知された日以降の既払込保険料を返してほしい。

- (1) 主治医から悪性新生物（浸潤性の虫垂がん）と告知を受けている。
- (2) B病院の医師が作成した面談記録に、腹膜播種の可能性があると記載がある。
- (3) 1回目の支払事由非該当の際、保険会社の担当者に「どのように訂正すれば通るのか」と質問したところ、「傷病名を虫垂がんに、ICDコードを181に変更してください」と言われたことから、主治医に診断書を訂正してもらい訂正診断書①を提出した。
- (4) 募集人からは、募集時に、悪性新生物と付くものは全て対象になると言われた。
- (5) パンフレットを見ると、悪性新生物は浸潤しているがんであると認識してしまう。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款において、悪性新生物の診断確定は「病理組織学的所見」によるとされているが、申立人から提出された診断書では、病理組織診断名は「低異型度虫垂粘液性腫瘍」、ICD-10コードは「D37.3」と記載されており、約款上のいずれの悪性新生物にも該当しない。
- (2) 訂正診断書①では、傷病名は「虫垂がん」に訂正されたものの、病理組織診断名の訂正はなかった。そのため、A病院へ文書照会を行ったところ、病理組織診断名に訂正がないことを確認したことから、非該当の決定に変更はないと判断した。
- (3) 申立人は、本申立において新たに病理組織診断名が「虫垂がん」と記載された診断書（訂正診断書②）を提出しているが、上記(2)のとおり当社は病院へ診断名の訂正はないことを確認しているため、非該当の決定に変更はない。
- (4) 当社の担当者は、「医師の証明内容が誤っており、虫垂がんと呼んでいるのであれば誤っている部分を訂正してもらってください。虫垂がんはICD-10=C181、訂正の内容によっては対象となります」と回答した。
- (5) 募集人は、具体的な説明内容を覚えていないものの、通常パンフレットに記入されている文章を指しながら保障内容を説明しているとのことであった。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の病状の経過等を確認

認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

## 2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。